

## 平成28年度愛知県卸売市場審議会 会議録

### 1 日時

平成28年7月21日(木) 午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 3 出席者

委員 8名

説明のために出席した者 農林水産部長始め 8名

### 4 審議の概要

#### (1) 開会

10名中8名の委員が出席しており、定足数を満たしていることを確認

#### (2) 開会あいさつ

農林水産部長

#### (3) 会議録署名人の指名

愛知県青果物卸売市場協会会長の池田委員、名古屋市市民経済局市民生活部部長の石川委員を署名人に指名

#### (4) 傍聴の許可

傍聴希望者1名の傍聴を許可

#### (5) 議事

第10次愛知県卸売市場整備計画の策定について

##### 【県の説明】

資料1～4に沿って説明

##### 【質疑など】

(安藤委員)

6月の定例県議会において、食品ロスの削減に向けた取組の推進についての意見書を全会派一致で採択し、国に対して提出したところである。

我が国では、年間2,797万トンもの食品廃棄物が発生しており、このうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる食品ロスが約632万トンもあるとされている。

食品ロスの約半分は、事業者の製造・流通・販売の過程で発生しており、残り家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄等によって発生している。

その削減を図るために、国、地方自治体、国民、事業者が一体となって取り組む必要があるという趣旨の意見書を議長名で国に対して提出した。

食品ロスの削減についての取組は、整備計画案にある、環境負荷の低減に資する取組にも当てはまるものである。卸売市場においては、出荷された生鮮食

料品等は、全て売り切ってしまうのが大前提ではあると思うが、僅かな売れ残りや、傷んだ商品の取り扱いはどうなっているのか伺いたい。

( 県 )

卸売市場における、食品ロスの削減等に向けた取組について、委員お示しのとおり、卸売市場では売れるものは全て売るとというのが原則であり、したがって、売れ残りが発生することは非常に少ない。

整備計画案では、商品の劣化により、流通の段階で商品価値がなくなってしまうロスになることがないように、コールドチェーンの確立などの品質管理体制が徹底された物流システムを構築する取組を推進することとしており、これにより、流通段階における品質の劣化による生鮮食料品等のロスを、現状でもかなり進めてはいるが、更に削減ができるものと考えている。

また、長野県の地方卸売市場が、食品循環資源の再利用の取組が評価され、「食品産業もったいない大賞」を受賞している。こういった取組も参考にしながら、市場の取組を促していきたい。

また、消費者との交流や地産地消の取組ということで、市場まつりや市場開放などにより周辺住民との交流に取り組んでいただくこととしており、こうした取組の中でも、食品ロスの削減と食品リサイクルの取組を啓発していただきたいと考えている。

( 池田委員 )

第 10 次整備計画の中の地方卸売市場の機能強化の( 5 )であるが、5 年前の東日本大震災もあったし、今年 4 月の熊本での地震の発生と、いつ災害が起こるか分からない状況である。

災害時において、我々生鮮食料品等を扱う者として、その機能を継続していくことは重要であると思うし、万が一被害に遭ったときは一日も早く復旧することが大事であることは理解している。

しかし、9 次計画の進捗状況だが、BCP を策定しているのが 4 市場しかないという結果がでている。実際に B C P を策定しろと言われても、何をどのように始めたらいいのか分からないし、想像もできない。策定のイメージが湧いてこない。

是非、県が B C P の策定にあたり指導していくなかで、卸売市場の運営にマッチした形での B C P の策定ができれば良いと思うので、よろしく願いしたい。

( 県 )

生鮮食料品の流通の拠点としての卸売市場の役割は非常に大きく、特に災害時の対応は非常に重要であるので、B C P の策定も積極的に進めていただきたい

いということでは計画に盛り込んでいるところである。

しかし、何をどのように書けばBCPとして機能していくかということが取り組むに当たって難しいということも確かなので、ご意見を踏まえて、ひな形や作り方を具体的に示して、BCPの導入を促進していきたいと考えている。

(石川委員)

第9次整備計画の進捗状況について、卸売市場の統廃合ということで、71ある市場を目標として39にする計画であったが、現在65市場という形で終わっている。その辺がうまくいかなかった理由を教えてください。

それから、第10次整備計画では、課題への対応方針の1の(3)に県による指導強化ということがあるが、名古屋市では中央卸売市場を所管しており、卸売業者は国が財務状況等を指導している。市は仲卸業者等について財務状況等をチェックしているが、その場限りで終わってしまい、その後のフォローがうまくいかないことがある。ここはこうしたら良いということ具体的に示すことができず、その後に繋がらない。うまく継続的にやっていくにはどのようにしたら良いか何か考えがあれば教えてください。

それから、機能強化の部分の、消費者等の多様化するニーズへの対応として、卸売場の低温化等や、HACCP対応が必要な事であるとは思いますが、それより以前に、各市場はできてからかなり経過し、老朽化しており、基幹設備の改修がうまくいっていないというのがあって、そこをまずどうしていくのかということが課題の一つになっている。この点についての考えがあれば教えてください。

(県)

統合が進んでいない理由は、取り扱う品目や各市場の状況によって様々であるが、例えば花き市場では、名古屋市松原地区の市場について2次移転が進んでいない状況にあるが、これは多額の費用がかかるということなどで進んでいない。この点については、一元化に向けた働きかけを継続していきたいと考えている。

また、青果市場についても、新たに市場を整備、統合するという場合は、広大な用地や多額の資金が必要となってくるが、一方で、経営状況が厳しい卸売業者が多いということや各市場で、出荷者や売買参加者などの取引先の利便性が、統合によって低下する懸念もあるということで、進んでいない。

水産の市場についても、広大な用地や多額の資金が必要であるとか、経営の内容、取引先、経営上の固有の課題などについてなかなか市場間で共通理解が得られない、漁協の合併を伴うといったことで進んでいないと考えている。

このように、市場の統合がなかなか進んでいないのが現状であるが、いろいろ

るな課題を一つ一つ克服しながら進めていきたいと考えている。

それから、財務のチェックということであるが、中央卸売市場の卸売業者については、法律で基準が定められ、マニュアル等もあり指導されているが、地方卸売市場や仲卸業者については、十分されていないということである。

これについては、今年、マニュアルを作ろうと考えている。

従来も、要領に基づき地方卸売市場の立入検査を行ってきたところであるが、指導を強化するということで、国にはマニュアルがあるが、県も検査方法、検査項目、指導内容を定めたマニュアルを作成して、検査担当職員の資質の向上と平準化を図り、より適切な指導を行っていきたい。

さらに、チェックをただけでその後のフォローがされていないのではということについても、しっかりとマニュアルの中で対応方針を定めて行きたいと考えている。

三点目、機能強化の中の各市場の老朽化については、中央市場だけではなく地方市場ではさらに切実な問題であると考えている。

これを前提に整備、統合を進めていけば施設面での資本投下が少なく済むという面もある。

個々の市場の状況は異なるが、施設の老朽化についてはご指摘のとおりであり、簡単に解決する手立てはないが、それを踏まえて計画を推進していきたい。

(大橋委員)

消費者の立ち位置で発言していきたい。

今回の計画の中では、消費者や食育活動に関する記述がされており良かったと思っている。

食育活動では、具体的に書かれており愛知県の計画である「食と緑の基本計画」と連携を図りながら実施していくとあり期待している。

縦割りではなくこのような連携を進める事により、安心して利用できる卸売市場を目指して行っていただきたい。

今後「食の安全・安心」と共に「環境の問題」も重視していくことを要望する。これを機会に愛知県の卸売市場について生活者・消費者がどのように理解しているかをみながら、見える化を図りアピールして欲しい。

(県)

例えば、豊田市の公設地方卸売市場では旬な地域の野菜の食べ方といった情報とか、愛知県中央青果では、集荷している産地の情報とか、野菜の料理の仕方といった情報などをホームページ上で発信している。

こうしたことが、食の安全・安心のアピールと市場の立場に立った取組として役立っているのではないかと考えている。

また、市場は生産者と実需者の間にあるので、そうした情報の受発信や交流活動を進め、食の安全・安心に貢献できるような市場づくり進めていただくように促進していきたい。

(梶川委員)

今回、整備計画の中でずいぶんHACCP等の食の品質規格の管理を強化するということについて書かれているが、HACCPなどの食品の衛生管理の取扱方法は必ずしも認証を前提としたものではないので、国際規格等の厳密な認証でなくても、例えば愛知県独自認証でのHACCPで、その対象に、例えば農林水産省は卸売市場がHACCP導入するためのマニュアルを作成しているので、そういったものを参考にしながら、県独自認証で、他の課とも協力するかたちで卸売市場がよりHACCPを導入しやすいような対応を考えれば、より市場が取り組みやすいのではないか。

というのも、県の独自認証で、秋田県では、地方卸売市場を認証対象施設とする取組を行っている。そういう事例もあるので、愛知県でも是非、県独自認証に取り組んでいただければと思う。

(県)

HACCPについては、愛知県では大規模弁当調理施設を始めとする食品営業者を対象に、HACCPの手法を利用した衛生管理システムを導入することで、要綱に基づいた認定制度を運用している。

しかし、現状では卸売市場は認定対象施設とはなっていない。

ご指摘のとおり、秋田県では卸売市場を認定対象施設としているので、こうした例も参考にしながら、県の関係機関である生活衛生課とも連携して、卸売市場を認定対象施設にできるかどうかも含めて検討していくことが今後の課題であると考えている。

(河内委員)

生産者の立場から言えば、一つの市場に一度にたくさん出荷するよりも、いくつかの市場に分散して出荷したほうが高値になるといった意見もある。

また、中間業者の方に聞くと、大きな市場は全国からの共選による厳しく選果された品物が数量を確実に確保できるという利点が、地方の小さな市場では、近くの農家が個選で出荷し、それほど厳しくない選果をされたものが安く仕入れることができるなどそれぞれの良さがあるという意見を聞いている。

資料4の28ページ、供給の現状と見通しというところだが、食べる量が減っている高齢者が増加しているし、若い人が米や果物を本当に食べなくなっているというのに、一人当たり消費量を増やすことができるとはとても思えないが、その当たりのことについては是非お聞きしたい。

( 県 )

市場ごとに、例えば地場の特徴のある野菜を集荷できる市場もあれば、大量に集荷できるという特徴をもった市場もあるかと思うので、こういった市場ごとの状況を活かした経営戦略をたてて取り組んでいただくことで、市場の活性化を図っていきたいと考えている。

生鮮食料品等の需要量の見通しについては、花き以外の一人当たりの需要量については、平成 21 年から 25 年の一人当たりの需要量の実績とか、国が出している、食料・農業・農村基本計画の平成 37 年の需要目標、国がいろいろ施策を実施した上での目標数量から推計しており、こうした中で、県も国も需要拡大を進めていき、消費量を増やしていこうという取組を行い、その効果が発揮された場合ということで、最大これだけになるという数値ということでご理解いただきたい。

また、愛知県の場合、特に野菜の一人当たり消費量が少なく、先ほどのご意見の中で高齢者の方はあまり食べないということもあったが、逆に若い人に食べていただくということを食育の中で進めていくということもあり、健康面の配慮からも野菜の摂取量を増やしていきたいと考えているので、増えていくという高い目標となっており、ご理解をいただきたい。

( 長瀬委員 )

卸売市場の統廃合を進めていくという流れの中ではあるが、特に地区市場を尊重して欲しい。

なぜかということ、都市近郊の生産者はかなり限定されており、後継者が少なくなってきたということもあり、農地が放置されてきている。こうした環境面も併せて、非常に悩ましい一面があるので、生産者は生産物を近いところの地区市場に売りに出したいと考えている。

かつては集団で、市場にもっていく組合もあったが、それがだんだん崩壊して、個人で地区市場に生産物を出荷しているという傾向が非常に強い。

農地を守るということと併せて、地域の生産物が地区の消費者に、身近な形で消費されていくというルートをしっかりと守っていただけたら有り難い。

( 県 )

生産者の立場からは、市場に持って行くということであれば近距離、利便性が高いところに市場があるのは大変ありがたいことである。

一方で、効率的な流通、あるいは経営の合理化・安定化の観点からは、ある程度まとまった量を扱わなければ市場としてなかなか成り立っていかないといったこともある。

愛知県内の青果物の市場の現状だが、取扱規模が小さすぎる市場が非常に多

くなっており、県としては基本的には統合を推進して、効率的な流通を図っていきたいと考えている。

ただし、地域の実状を考慮して、比較的規模の小さい市場も、地区市場として当面存置するという計画の内容になっている。

例えば、尾張地域だと大曾根青果、下之一色青果、西春中央青果、大府青果、西三河地域では丸八岡崎青果、衣浦総合青果、刈谷青果、東三河地域では大一青果田原など、こういった所は地区市場として当面存置するという計画の内容となっている。

(議長)

本日ご欠席の委員から、何か、事前説明の折等にご意見等はあったか。

(県)

本日ご欠席の委員から、事前に資料の説明に伺った折りに、ご意見をいただいた。

まず、愛知県経済農業協同組合連合会代表理事理事長の近藤委員からは、「地方市場では低温卸売場の整備など、品質管理の高度化に関する取組が進んでいないとの感じを受けている。このままでは、地方市場が取り残されてしまうのではないかと心配している。」

それから、「東京青果、大阪青果など大きな市場に荷が集まる傾向があり、地方の市場はどのように個性を出していくのが大切ではないかと思う。」

それから、「地産地消の取組は、地方市場ならではのいいことなので進めていただきたい。」

愛知消費者協会名古屋支部の平賀委員からは、「理解醸成のための市場まつりは、食育にも非常に役立つので、もっと推進して欲しい。」

「以前は、流通の合理化として、市場を経由しないビジネスモデルがマスコミなどでもてはやされたが、それぞれの段階でチェック機能が働くことにより、食料品の安全性が保たれており、安全な食生活のための必要なコストと考えるべきで、こうした市場の機能について、もっと理解促進を図って欲しい。」

とのご意見であった。

兩人とも、諮問している整備計画案について修正を求める意見ではなかった。

(議長)

今回欠席の委員の方の意見も含めて、補強の意見、考慮すべき事項についての指摘はあったが、特段、計画案について修正を求める意見はなかったと解している。

従って、今回事務局から示された計画案を、審議会としては了承し、その旨答申することとしたいと考えているがいかがか。

(各委員異議なく了承)

(議長)

それでは、第10次愛知県卸売市場整備計画について、本案のとおりとさせていただきます。

また、答申の案文についても私に一任ということでよろしいか。

(各委員異議なく了承)

その他

【事務局から連絡事項】

(県)

本日承認いただいた「愛知県卸売市場整備計画」については、8月中を目途に公表等の手続きを行い、その後、委員の皆様のお手元にお届けしたい。

(6) 閉会あいさつ

農林水産部技監

(7) 閉会

以上

会議録署名者